

平成28年12月26日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成28年12月26日（月） 午後2時 ～ 午後3時30分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	安福 正寿
委員	土屋 嶮	教育次長	高木 俊明
委員	月村 時子	義務教育総括監	水川 和彦
委員	野原 正美	総合教育センター長兼教育研修課長	折戸 敏仁
委員	森口 祐子	教育総務課長	國島 英樹
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育財務課長	小林 法良
		教職員課長	坂井 和裕
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	高田 広彦
		特別支援教育課長	林 雅浩
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	古田 憲司

3 議事日程等

議第1号、及び議第3号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年11月21日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発言者	発言内容 () 書きは事務局発言
報第1号 平成29年度教職員定期人事異動方針について	
教職員課長	<p>平成29年度教職員定期人事異動方針について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、平成28年12月8日、別紙の通り専決したので、これを報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>県立学校の人事異動方針について、基本方針等は、昨年度からほとんど変更はないが、主旨を明確にするため若干の修正を行った。</p> <p>一般職員の採用について、方針項目の(6)「再任用教員の豊富な経験をより生かせる異動を推進する。」を、これまでは、その頭に「大量退職・大量採用に対応するため」をつけていたが、ベテラン教員のもつ知見を継続して次世代の教員に引き継ぐことを強調するため、この後の小中学校異動方針と足並みを揃え削除した。</p> <p>小中学校の人事異動方針についても、基本方針等の大きな変更はないが、県立学校の教職員の定期人事異動方針と同様に、一般職員の採用について、従来、方針項目(7)において、「大量退職・大量採用に対応する若手教員育成のための校内研修システムを構築」とあったところを「再任用教員を含むベテラン教員の高い見識や優れた実践力を生かした若手教員育成」に修正した。</p>
土屋委員	<p>一般教員の人事異動について、県立学校においては「校長の人事構想に基づき」適材を適所に配置するのか。また、小中学校においては「市町村教育委員会の基本方針や校長の経営ビジョン・人事構想に基づき」適材を適所に配置するのか。</p>
教職員課長	<p>県立学校も、小中学校も、校長の人事構想についてのヒアリングも行いながら、最終的には、県教育委員会、或いは、市町村教育委員会で配置を決定している。</p>
土屋委員	<p>ヒアリングの機会はいつ頃であるか。</p>
教職員課長	<p>今の時期ぐらいから、正式に、ヒアリングを始めるが、通常の学校訪問などにおいても情報収集に努めており、各校長と面談を行いながら一般教員の配置を進めていく予定である。</p>
教職員課教育主管	<p>小中学校についても、各教育事務所が、管理訪問として、概ね5月以降、各学校をまわり校長の経営構想を聞いている。</p> <p>また、11月頃から、教育事務所が、面談を通して人事構想を行う機会がある。</p>
教育長	<p>具体的にどのような経営ビジョンに基づいているのか、例を挙げていただきたい。</p>
教職員課長	<p>校長は、学校課題について常に検討を行っている。例えば、「英語教育等について、今後、強化していく必要がある。」などである。また、県の強化指定事業、各教科の視点、部活動経営も含め、3、4年先を見据えて考えている。</p>
稲本委員	<p>土屋委員も私も、経営者としての視点から、校長にこれだけの権限があるのならば、校長が経営ビジョンをしっかりと出す必要があると感じる。</p> <p>校長の人事構想に基づき、一般教員が配置されるわけであるが、校長の経営ビジョンが、どのように県教育委員会に上がってくるのか、そのシステムが我々には伝わっていないため、分かりにくい。</p>

ホームページ公開用

<p>教育次長</p>	<p>経営ビジョンについては、教育総務課から、毎年5月頃、各公立高等学校長に作成依頼を行い、教育委員会で集約したものを冊子にし、事務局の幹部職員で共有している。</p> <p>そういった経営ビジョンに基づいて、各校長が人事構想を考えるが、最終的には、県教育委員会が人事配置を行うため、全てが校長の構想通りにいくわけではない。</p> <p>進学指導に力を入れたいので、進学についての指導力のある中堅教員を配置して欲しいといった要望や、異動等の理由によりある部活動の顧問がいないため、その補充をして欲しいといった要望を、12月頃のヒアリングで、教職員課が、各校長からの意見を聴いている。それを基に、県教育委員会が人事配置を行っている。</p>
<p>教育長</p>	<p>各公立高校の経営ビジョンの冊子について、教育委員にお見せしたことはないが、今後、共有した方がよいか。</p>
<p>土屋委員</p>	<p>経営ビジョンの内容は、校長によって変わるものであるか。</p>
<p>教育長</p>	<p>校長によって変わる。</p>
<p>教育次長</p>	<p>経営ビジョンの中には、学科編成やクラス規模等も含まれている。前任校長から引き継いで長期的には考えるが、各校長のカラーも出てくる。</p> <p>ただし、学校長1人で決めるわけではなく、職員とのコンセンサスを取りながら、同じベクトルの方向に学校経営を向けていく。</p>
<p>教育長</p>	<p>経営ビジョンが提出された後、新任校長については、教育次長が各学校を回って面談を行っている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>一般教員の人事異動方針として、校長の人事構想に基づき、適材を適所に配置することは、「基づく」ものが明快でないとコンセンサスをとることは大変なことである。</p> <p>このことをしっかりと実施していたことは素晴らしいことである。しかし、徹底することは大変なことであり、我々が見ていなかったことも含め、中途半端な部分もあったのではないかと思われる。</p> <p>これからは、時代が大きく転換していくし、現在問題となっている学校の統廃合のこともあり、徹底することは大きな問題である。</p>
<p>教育長</p>	<p>現在、県立高校の活性化計画をつくっているところであり、グループ1やグループ2の学校においては、計画の大幅な変更も期待されている。それ以外の高校についても、教育次長が説明したように、理数科等、特定の学科を募集停止にするなど、色々な構想が出てくることがある。</p> <p>この時期になると、校長が教職員課と面談を行い、事細かく教員の配置について検討した上で、何千人の教員の人事異動が行われる。</p>
<p>教育次長</p>	<p>各校長からは様々な要望があり、教職員課は、校長の人事構想を踏まえ、配置することになるが、各先生の個々の事情等もあり、校長の思うようにいかないこともある。</p>
<p>森口委員</p>	<p>我々が学校を訪問する際、学校長から、学校の特色や教育理念、ビジョン等について説明を受ける内容が、各学校長の経営ビジョンに該当すると捉えてよいか。</p> <p>また、議論の論点については、我々教育委員が、各学校長の人事構想を把握しておく必要があるといった点であるのか。</p> <p>それとも、資料の記載内容が誤解を招くこともあるため、人事異動方針のニュアンスを変える必要があるといった点であるのか。</p>

ホームページ公開用

<p>稲本委員</p>	<p>ここに記載してある人事異動方針について異論はない。</p> <p>ただし、このような方針があるとは思わなかったため、この方針通りの人事異動が行われるのであれば、学校長はしっかりとしたビジョンを持つ必要があるため、そのことが徹底されているかどうか確認した。</p>
<p>教育長</p>	<p>人事異動方針は、抽象的な表現で記載されているため、その実態が、各教育委員に伝わりにくい。</p> <p>各教育委員に学校を見ていただく機会が多くあるわけではないので、こういった（経営ビジョンをまとめ冊子にした）ものは、極力、教育委員にお知らせするとよい。</p>
<p>森口委員</p>	<p>各校の経営ビジョンがあるのは、岐阜県だけであるか。</p>
<p>教育長</p>	<p>どの都道府県にもある。</p>
<p>森口委員</p>	<p>最近訪問した吉城高校では、校長が学校の特色を語り、また、地域の学校や特色などの全体像が見えており、すごくしっかりとした校長であった。</p> <p>いじめの問題が起きたときの歯切れの悪い校長のテレビの会見からは、他の都道府県において、そういったビジョンがあるとは思えない。</p>
<p>教育長</p>	<p>森口委員に褒めていただき恐縮である。吉城高校の校長は、新任校長であり、前校長から引き継ぎを行った上で、きちんとした経営ビジョンをもって学校経営を行っていたと思われる。</p>
<p>土屋委員</p>	<p>小中学校の管理職の人事異動方針に、「市町村教育委員会の長期的展望に立った学校教育の方針と重点の具現が図れるよう全県的な視野に立って適材のバランスのよい配置に努める。」とあるが、市町村教育委員会の長期的展望については把握しているのか。また、全県的な視野に立った配置に努めているのか。</p>
<p>義務教育 総括監</p>	<p>小中学校については、市町村立であるため、岐阜市の教育方針と、隣の瑞穂市の教育方針では異なる点もある。県で一括採用していた教員を、各市町村の教育方針に合わせ配置することは大変複雑である。</p> <p>例えば、岐阜市の小中学校は、岐阜市の教育方針を具現するためにあるが、中心部の学校と周辺の学校では、学校が抱える課題は異なる。また、学校によっては、学力、生徒指導、外国人児童生徒への対応など様々な課題を抱えている。さらに、へき地の中学校では、例えば、5人しか教員がいないために9教科の教員が揃わない。そういった中学校の生徒が、その学校に在籍している間に、最低1年間は専門の教員から専門の教科を習うことができるように、教育の機会均等、質の保障といった観点からも、人事異動を行う必要がある。</p> <p>この定期人事異動方針をしっかりと踏まえ、小中学校では、4月から5月頃に、市町村教育委員会が各学校を訪問し、各市町村の長期的展望に立って各学校が運営されているかどうか確認する。</p> <p>次に、各教育事務所の人事系の課長等が各学校を訪問し、全県的な視野に立って適材のバランスを確認する。</p> <p>そして、12月に、義務教育においては、教員は最長7年、事務や養教の職員は最長5年までとなっているため、峠を越えて通勤していた職員については、次は、近くの学校に配置して欲しいとか、来年度は、今年度以上の教育の質を確保するため、英語に堪能な教員や、ピアノが弾ける教員が欲しいといった面談を校長と行い、最終的に3月中旬にお諮りする定期人事異動に結びつけていく。</p>

ホームページ公開用

教 育 長	複雑なシステムになっているため、教育委員にとっても、記載されている内容からは実際の運用が分かりにくい。一般の県民の方にとっては、更に分かりにくく、学校への期待や誤解等を生む要因となっているため、できるだけ具体的に、分かりやすく実態を説明する必要があると思う。
教 育 長	報第1号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
議第1号 教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開案件）	
教育委員会事務局職員の人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について	
教 職 員 課 長	<p>岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則の改正についてお諮りする。</p> <p>提案理由は、平成28年4月1日に国の教育職員免許法施行規則の一部が改正されたことに伴う、所要の規定整備である。</p> <p>国の免許法施行規則改正の概要は大きく13頁の1～7であり、これらの改正事項のうち、下線を引いた2か所が、県として必要な規程整備事項である。</p> <p>このうち、5の下線については、免許状更新講習の選択必修領域の追加にかかわる内容であり、既に、昨年12月の定例教育委員会で承認いただき、施行済である。</p> <p>今回は、1「教職経験に応じた免許状取得必要単位数の軽減」について改正するものである。</p> <p>具体的には、15頁の付表第7を規則に追加する。これにより、例えば、今後、中学校の教員が、小学校に関連のある学校、例えば、小中一貫校や、小学部をもつ特別支援学校等に勤務した場合、その勤務年数に応じて1年を3単位数に換算して、小学校免許状取得に必要な単位数が減ることになり、免許状がより取得しやすくなるといった規則改正である。</p> <p>表の中ほどの行に、「受けようとする免許状」小学校教諭2種普通免許状とあり、その下に「有することを必要とする免許状」幼稚園教諭普通免許状、そして、中学校教諭普通免許状とある。更にその下に「必要とする在職年数」がそれぞれ1年、2年とあり、その下に「必要とする在職年数」が10年、7年、そして、9年、6年とある。</p> <p>中学校教諭普通免許状をもっている教員が、小学校教諭2種免許状を取得するには、通常12単位数必要であるが、この表から、1年間小学校相当の学校で勤務した場合は、3単位数減じて残り9単位数でよいことに、2年間の勤務経験がある場合は、更に3単位数減じて6単位数でよいことになる。</p> <p>以下、この表が、隣接校種に応じて16頁まで続いている。19頁からは、付表の追加を表した新旧対照表が22頁まで続いている。</p>
土 屋 委 員	免許状の1種と2種の違いは何か。
教 職 員 課 長	免許状の種類は、上位免許から、専種、1種、2種がある。2種は短大卒相当、1種は大卒相当、専種は大学院卒相当である。
教 育 長	教員になった後に隣接免許を取得する教員の割合は幾らであるか。
教 職 員 課 長	教育委員会では免許法認定講習を開催しており、小学校の教員免許のみを有する教員が、中学校の英語の免許法認定講習を受講して単位を修得するなど、夏休みの期間等を

ホームページ公開用

	<p>利用し、2, 3年かけて、新たに免許を取得している。単位を修得した後に教職員課に免許状取得の申請を行うが、免許状取得の申請数は把握できていない。</p> <p>なお、平成27年度の免許法認定講習等の受講者数は、小・中・高・特別支援学校、合わせて1,505人であり、免許法認定講習は20講座開講を開講した。</p> <p>ここ数年1,000人以上が認定講習を受講しているが、1年で全ての単位が揃うわけではないので、毎年1,000人以上が免許を取得している訳ではない。</p>
教 育 長	議第2号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第4号 岐阜県重要無形民俗文化財の指定について	
社会教育 文化課長	<p>岐阜県重要無形民俗文化財の指定についてお諮りする。</p> <p>県文化財保護審議会から、岐阜県重要無形民俗文化財として指定するよう答申された「小屋名しょうけ」について説明する。まずは、現物を大小2種類、持ってきたので、ご覧いただきたい。</p> <p>「小屋名しょうけ」は、高山市久々野町の小屋名地区に伝わる竹細工のざるであり、用途としては、野菜の水切りや米あげなどの台所用品として使われ続けているものである。持ってきたものは口のある「片口しょうけ」で、口のない「丸しょうけ」もある。</p> <p>材料は、スズタケ、マタタビ、ツタウルシといった植物が使われ、部分ごとに植物の特性が生かされている。また、製作道具も専用の道具を使用する。</p> <p>由来の詳細は諸説あるが、明治までに越前地方から伝わってきたと謂われている。</p> <p>かつては、どこの村落でも、ざるや籠は日常的に作られていたが、高度経済成長とともに、製品とその製作技術は消滅していった。しかし、「小屋名しょうけ」については、平成8年に保存会が結成され、地元の小中学校の子どもたちに技術の伝承も行われている。</p> <p>審議会では、道具の持ち方や材料等の下処理に始まる両手両足の力加減といった製作技術面でのノウハウが、伝承されるべき指定文化財として評価され、今回、岐阜県重要無形民俗文化財として指定するよう答申されたところである。</p>
稲本委員	<p>現在、竹製品の8割から9割は、大分県の別府近くのものである。</p> <p>プラスチックが出てきて、他の地域の竹製品は消えていった。どちらかというと、大分県の竹製品は、漆が塗ってあるなど芸術作品に近い。</p> <p>こういった日用品に近いものを文化財に指定するということは、これがなくなると、伝統が廃れることになるのか。他の地区にこのようなものは残っていないのか。</p>
社会教育 文化課長	<p>担当審議委員の話によると、県内ではほとんど残っていないとのことである。保存会を使う体制が他のところでは取られてなく、残っているのは小屋名地区くらいである。</p> <p>この特徴としては、幼稚園、小学校、中学校で、その技術を教えていることである。</p> <p>このような取組があったため、小屋名地区では、今日まで継承されている。</p>
稲本委員	この製品は、確かに丁寧に作られている。

ホームページ公開用

社会教育文化課長	<p>昔は、色々な地区でこのような竹製品が作られていた。</p> <p>目は細かく、材料となる竹もスズタケという小さな竹で、加子母から取り寄せている。持ってきたもののうち、大きい方は 15,000 円くらいであるが、人気があり、すぐに売れてしまうといった状況である。</p>
月村委員	<p>こういった県の無形民俗文化財に上がってくるものは、審査会等の専門家が見極めていけるものなのか。「小屋名しょうけ」は、こういった経路を経るのか。</p>
社会教育文化課長	<p>県の無形民俗文化財として上がってくるものとしては、市町村の指定を受けているものが対象になる。「小屋名しょうけ」についても高山市の指定を受けている。</p> <p>それらが県の指定を受けられるかどうか市町村から相談があると、審議会の専門家の先生の判断を仰ぎ、有望なものであれば、市町村から申請してもらい、審査会にかけられる。</p>
月村委員	<p>厳選されるのか。</p>
社会教育文化課長	<p>相談を受ける中で、厳選されていく。(専門家の先生からは)駄目なものは駄目であるといった回答がある。指定を受けるために必要な条件があれば、それも伝える。</p>
月村委員	<p>はっきりとした基準がないため、時代背景などの運も影響すると思われる。</p>
社会教育文化課長	<p>確かに明確な基準はない。「小屋名しょうけ」についても、審議会の先生が、昔ならば指定していないと言っていた。</p> <p>しかし、現在は、この技術が各地で廃れてしまい、この地域くらいしか継承されていないため、この時期に取り上げた方がいいのではないかといった判断があった。</p>
稲本委員	<p>無形民俗文化財としての指定の判断は難しい。</p> <p>岐阜の銘木を集める市場があり、ここに、山の木を見るだけで、製材したときにどうい木目になるか見える人がいる。木の中が見える凄い人である。</p> <p>こういった人が、今いなくなってきたており、切り出された山の木が、銘木であってもチップにされてしまうことがある。また、バイオマス発電ができ、ある意味とてもよいことであるが、これもバイオマスの原料として燃やされてしまうこともある。</p> <p>そのため、こういった人を無形文化財に指定できるとよいと思うので、審議会の委員の方にも伝えていただきたい。</p>
教育長	<p>審議会のメンバーは分かるか。</p>
社会教育文化課長	<p>岐阜大学の早川先生、岐阜女子大学の歴史学が専門の丸山先生、今回の「小屋名しょうけ」の関係では(民俗文化財が専門の)杉山先生、陶芸の関係では、九州国立博物館副館長の伊藤先生など、全国各地の方をお願いしている。</p>
教育長	<p>審議会等の委員の交代のときだけでなく、このようなときにも、審議会等の委員が誰であるのか、何を専門としている方であるのかが分かるように、(委員の一覧の)資料を付けていただきたい。</p>
教育長	<p>議第4号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>

事務局報告

(1) ふるさと教育フェスタ2016の開催について

学校支援課
長

ふるさと教育フェスタ2016の開催について、ご説明申し上げます。

ふるさと教育については、地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域と積極的に関わることを通じて、子供たちの「ふるさと岐阜」に対する誇りと愛情を育むことを目的として行っている。各学校においては、教科のみならず様々な機会を設けて取組を進めているところである。

本日ご報告する「ふるさと教育フェスタ」は、そのような各学校の優れた取組を顕彰するとともに、日々の取組の成果を発表することも通して、各学校の努力や県教育委員会としての取組を、広く県民の皆様に周知するためのものである。

今年度は、来年1月31日（火）の午後1時から、ぎふ清流文化プラザにおいて、本フェスタを開催する。当日のプログラムについて、まずは、意欲的な実践を積み重ねてこられた県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を表彰し、それらの学校による実践発表を予定している。

また、今年度の特徴的なプログラムは、八百津町立八百津小学校の児童による、杉原千畝を題材とした演劇の公演や、今年度の少年の主張全国大会で内閣総理大臣賞（最優秀賞）を受賞した生徒からの発表、今年度から県教育委員会として取り組んでいる「岐阜県高校生英語プレゼンテーション大会」出場校の発表などである。

教育委員の皆様方にも、ご参観いただければ幸いである。

(2) 平成28年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について

(3) 平成28年第5回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について

教育総務課
長

平成28年第5回岐阜県議会定例会における審議結果についてご報告する。

会期は、12月1日（木）から12月15日（木）で、教育委員会関係の議案として、歳出予算の補正及び債務負担行為の補正が上げられ、12月12日の常任委員会（教育警察委員会）での審議を経て、12月15日の本会議で原案通り可決された。なお、その間の一般質問では、5名の議員から15項目にわたる質疑があった。

なお、常任委員会では、付託された案件以外に、高校の普通教室のエアコンの設置や、次期学習指導要領、高校活性化の取組についても、ご議論いただいた。

(4) 教育モニターからの教育情報について

教育総務課
長

教育モニターからの教育情報についてご報告する。

教育モニターについては、各市町村に1名ずつ委嘱しており、地域の教育情報などを提供いただいている。教育モニターから提供いただいた情報については、関係課で共有し、施策に反映しているところである。

なお、教育モニターからの教育情報については、平成23年度までは、定例教育委員会で報告していたが、平成24年度以降は報告していなかった。

今年度、教育モニター連絡会議にご参加いただいた野原委員から、会議の前に、情報を提供いただいたいとのご指摘があり、この報告を再開するものである。

なお、資料には、今年度、今までに提供いただいた教育情報（ご意見）を21件と、

ホームページ公開用

教育モニター情報連絡会議のまとめについて掲載している。

教育モニターから提供いただいた教育情報の内容としては、教員の就業時間の改善として、部活動関係についてのご意見を多くいただいている。そのため、これらの意見を踏まえ、来年度に向け、部活動指導員の配置などを検討しているところである。

(5) 岐阜県における全国レベルの表彰について

(6) 平成28年度教育委員会行事予定について

教育総務課
長

岐阜県における全国レベルの表彰について、文化部門、及びスポーツ部門の11月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。

また、平成28年度教育委員会の1月以降の行事予定について、前回からの変更点は、1月5日から実施される管理職登用選考試験の試験官の委員等、1月23日に開催される全国都道府県教育委員会連合会の参加委員、2月の「飛び出せスーパー専門高校生推進事業合同発表会」の参加委員、2月17日の定例教育委員会、3月6日の定例教育委員会と3月17日の臨時教育委員会の開催であるので、ご確認いただきたい。

閉会

午後3時30分、閉会を宣言する。